

流山市農業委員会
平成24年第5回
総会議事録

平成24年5月25日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成24年第5回総会議事録

1 期 日 平成24年5月25日（金）

2 場 所 流山市役所301会議室

3 議長名 高市 正義

4 署名委員 8番 水野 敬久
9番 中村 敏則

5 出席委員（14名）

| | |
|-----------|-----------|
| 1番 小嶋 悦子 | 2番 小倉 節子 |
| 3番 山崎 日出男 | 4番 中村 彰男 |
| 5番 酒巻 孝美 | 6番 豊島 啓行 |
| 8番 水野 敬久 | 9番 中村 敏則 |
| 10番 大作 榮 | 11番 根本 隆 |
| 12番 小林 常男 | 13番 須郷 英夫 |
| 15番 石井 勇 | 16番 高市 正義 |

6 欠席委員（2名）

7番 青野 直 14番 水代 啓司

7 書記名 副主査 岡田 敏夫

8 事務局 局長 岡田 一美
次長 吉田 勝実
次長補佐 山口 憲彦

9 会議目次

| | |
|--|----|
| (1) 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について | 2 |
| (2) 議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用) | 3 |
| (3) 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用) | 6 |
| (4) 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)(市許可) | 10 |
| (5) 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)(県許可) | 15 |
| (6) 議案第29号 農用地利用集積計画の決定について | 17 |
| (7) 議案第30号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について | 19 |
| (8) 報告第15号 生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について | 21 |
| (9) 報告第16号 合意解約の通知について | 21 |

| | |
|--|----|
| (10) 報告第17号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会について..... | 22 |
| (11) 報告第18号 専決処理の報告について..... | 23 |

開会 午後 1 時 3 1 分

高市議長 皆さん、こんにちは。大変、この時期は天候の変化が多いときでございますので、十分身体に気を付けていただきましてですね、お過ごしいただきたいと思います。

それとですね、田植えの方は皆さん無事終わったようでございますが、これからいろいろ農作業もあろうかと思いますが、天候が不十分でございますので、身体に気を付けていただきたいと思います。

それではですね、ただ今から平成 2 4 年第 5 回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今のところ、出席委員は 1 6 名中 1 3 名で、定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

なお、7 番、青野委員、1 4 番、水代委員から欠席の旨届出がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第 1 4 条第 1 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。

8 番、水野委員、9 番、中村敏則委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、岡田副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。吉田次長。

吉田次長 お手元に配布させていただきました議案書の会議目次を御覧いただきたいと存じます。

本日、御審議いただく案件といたしましては、議案第 2 4 号の「**農地法第 3 条の規定による許可申請について**」から議案第 3 0 号の「**農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について**」までの 7 議案について御審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第 1 5 号の「**生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について**」から報告第 1 8 号の「**専決処理の報告について**」までの 4 項目について御報告をさせていただきたいと存じます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。

高市議長 これより議事に入ります。

それでは、議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の1ページをお開きください。

議案第24号

農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成24年5月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに権利者でございます。権利者は流山市前ヶ崎で農業を営んでおります。申請がありました土地は、流山市前ヶ崎の畑、1筆で、面積は869㎡です。次に、申請事由につきましては、経営規模の拡大を図るため農地を取得しようとするものです。

議案案内図につきましては、1ページでございます。

今月の3条許可申請は、以上の1件でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。須郷委員長。

(午後1時34分 中村彰男委員入室)

須郷委員長 議案24号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は1件であります。

本案につきましては、現地調査と権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

申請地は、流山市立東部中学校の西約300mに位置している畑1筆、869㎡であります。

申請理由でございますけれども、申請地は道路に接しておらず、耕作が困難である農地のため、義務者から申請地の隣接農地所有者である権利者に、売却したい旨の申し入れがあったことから、今回申請があったものでございます。

売買価格は474万円で、一坪当たり1万8千円とのことでございます。

申請地は崖の下にあり、樹木に覆われ、雑草が繁茂し、また、半分は竹林に覆われ耕作が放棄された状況でございました。

このため、今後は、まず、斜面の樹木や竹林を伐採し、日当たりをよくした後、畑として耕作して行きたいということでございました。

次に、権利者の営農状況でございますけれども、権利者の耕作面積は約1.

3haで、主に米、栗その他一般的な野菜を栽培しているということでありませう。また、農業従事者は1人で、繁忙期には夫や子供が手伝うということもございます。

現在、所有している農地の中には不耕作地はなく、また、今後も申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということもございます。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、取得後にすべての農地を耕作することや、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 御質問がないようですので、質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第24号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第24号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第25号「農地法第4条の規定による許可申請について」(恒久転用)を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第25号

農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第4条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成24年5月25日提出

流山市農業委員会 会長 高市 正義

初めに1番でございます。申請者は流山市このす台に在住されている方でございます。申請がありました土地は、流山市このす台の畑、1筆で、面積は481㎡、転用目的につきましては、貸し駐車場用地とするものでございませう。

す。議案案内図につきましては、2ページから3ページでございます。

次に2番でございます。申請者は流山市古間木に在住されている方でございます。申請がありました土地は、流山市古間木の畑、1筆で、面積は473㎡、転用目的につきましては、専用住宅用地とするものです。議案案内図につきましては、5ページから6ページでございます。

今月の4条許可申請は、以上の2件でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。須郷委員長。

須郷委員長 議案第25号「農地法第4条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが2件であります。

本案についても、現地調査と申請者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

まず、1番でございますが、転用目的は貸し駐車場を建設しようとするものでございます。

申請理由でございますが、申請者は市内の無職の方でございますが、申請地周辺の宅地化が進み、申請者の所有するアパートの入居者や近隣の方々からの、駐車場設置の要望があったためということでございます。

次に、申請地の農地区分についてでございますが、申請地は、江戸川台駅の北東約900mに位置し、特に作付けは行われておりませんでした。市街地の区域内にある農地であり、水道管及びガス管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね500m以内にふたつ以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存在していることから、第3種農地と判断いたしました。

次に、利用計画でございますが、申請地はアスファルト舗装とし、外周を境界ブロックやフェンスを設け、小型乗用車用駐車場11台分を設置しようとするものでございます。

次に、雨水対策としては、敷地を縁石等で囲い、出入り口に横断側溝を設置し、浸透枡で浸透後、オーバーフロー分を市の既設雨水管に接続、放流します。

次に、近隣農地所有者は、義務者以外にはいないということでありました。

駐車場整備に要する資金は、260万円で、全額自己資金で対応することであり、金融機関発行の残高証明書が添付されております。

なお、他法令につきましては、該当がございません。

次に、2番でございますが、転用目的は、専用住宅を建築しようとするもの

でございます。

申請理由でございますが、申請者は市内の無職の方でございますが、現在居住している宅地は借地であり、近々返却する予定となっているため、申請地に建築を計画したということでございます。

なお、市街化区域内に土地を所有しているということですが、その土地は運動公園周辺地区一体型土地区画整理事業区域内にあるため、事業の進捗状況の関係から当該地には建築できないということでございます。

申請地は、八木中学校の南東約300mに位置しており、特に作付けはされておりましたが、住宅地に隣接し、小規模の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。

次に、事業計画の概要でございますが、建築面積112.62㎡の木造平屋建て専用住宅1棟の建築並びに3台分の駐車場を設置しようとするものでございます。

周辺への被害防除対策としては、雨水は浸透枡で収集後道路側溝に放流、汚水は合併浄化槽で処理後道路側溝に放流する計画です。

また、隣接農地への土砂の流出防止のため、境界線にブロックを設置する計画です。

次に、近隣農地所有者は、義務者以外にはいないということでありました。

住宅の建設に要する資金は、2千174万円で、全額自己資金で対応することであり、金融機関発行の残高証明書が添付されております。

次に、他法令につきましては、都市計画法が該当し、現在手続き中でございます。

以上、申請者及びその関係者からのヒアリングや現地調査をもとに、農地法第4条の許可基準となっている「立地基準」や「一般基準」、また、「転用目的別の基準」などから審査を行ったところ、本案につきましては、許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって、1番、2番とも許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第25号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第25号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第26号「農地法第5条の規定による許可申請について」（恒久転用）を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の3ページでございます。

議案第26号

農地法第5条の規定による許可申請について（恒久転用）

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成24年5月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに1番でございます。権利者は愛知県稲沢市に本店を置く法人で、主な業務内容といたしましては、コンビニエンスストアの経営や食料品の販売などを行っております。申請がありました土地は、流山市こうのす台の畑、2筆で、面積は499㎡、転用目的につきましては、店舗用地とするものです。議案案内図につきましては、2ページと4ページでございます。

次に2番でございます。権利者は流山市美原に在住されている方でございます。申請がありました土地は、流山市美原二丁目の畑、1筆で、面積は156㎡、転用目的につきましては、専用住宅用地とするものです。議案案内図につきましては、7ページから8ページでございます。

次に3番でございます。権利者は流山市野々下にございます宗教法人でございます。申請がありました土地は、流山市野々下一丁目の畑、1筆で、面積は15㎡、転用目的につきましては、境内地とするものです。議案案内図につきましては、9ページから10ページでございます。

続きまして、議案書の4ページをお開きください。

5条案件の4番でございますが、次の5番、6番、7番までは、同一目的の案件となっておりますので、一括して御説明をさせていただきます。

初めに権利者でございますが、権利者は流山市野々下にございます宗教法人で、先ほどの3番の権利者と同じ宗教法人でございます。申請がありました土地は、流山市野々下一丁目の畑及び田で、4番から7番までの合計面積といたしましては、7筆で、1,143㎡です。次に、転用目的につきましては、駐車場用地とするものです。議案案内図につきましては、9ページと11ページでございます。

今月の恒久転用に関わる第5条許可申請は、以上の7件でございます。御審

議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。須郷委員長。

須郷委員長 議案第26号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが7件であります、そのうち、4番から7番については同一目的案件であります。

本案についても、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

まず、1番でございますが、移転の原因は賃貸借でございます、転用目的は店舗、コンビニエンスストアを建設しようとするものでございます。

権利者は、愛知県稲沢市に本店を置く株式会社でございます、昭和54年に設立され、平成13年に持株会社の下で経営統合し、その後合併しております、コンビニチェーンとしては業界第4位。グループ総店舗数は全国で約6,800店ということでございます。

そのうち、千葉県内では約200店舗、流山市内では3店目ということでございます。

事業内容は、コンビニエンスストアのフランチャイズ事業及び店舗経営などございまして、年商は9千億円、従業員数は1千754人ということでございます。

申請理由につきましては、以前から申請地周辺で適地を探していたということでございますが、申請地は自動車利用の方というより、駅からの通勤通学者及び周辺居住者の利用が見込まれることから、それらの方々を対象として店舗を開設するため、申請があったものでございます。

次に、事業計画の概要であります、鉄骨造り平屋建て149.90㎡の店舗1棟の建築及び4台分の駐車場を設置する計画でございます。

周辺への被害防除対策としては、雨水は浸透槽を設け抑制後、オーバーフロー分を道路側溝に放流、汚水は合併浄化槽で処理後道路側溝に放流する計画です。

また、隣接農地への土砂の流出防止のため、境界線に縁石やフェンスを設置し、流出やごみの飛散を防止する計画です。

次に、近隣農地所有者は、義務者以外にはいないということでありました。

次に、申請地の農地区分についてでございますが、議案第25号の1番の隣接地であり、同様に第3種農地と判断いたしました。

次に、資金計画につきましては、建設費が2千980万円、賃借料が年額480万円、計3千460万円であり、全額自己資金で賄う計画であり、金融機

関発行の残高証明書が添付されております。

次に、他法令については、都市計画法が該当し、現在手続き中でございます。

次に、2番でございますが、移転の原因は贈与でございますして、転用目的は専用住宅を建設しようとするものでございます。

申請理由につきましては、権利者は市内に居住する会社員の方で、現在、3世代、11人で居住しており、子供の成長とともに手狭になったため、祖父から土地の贈与を受け、専用住宅の建築を計画したということでございます。

次に、事業計画の概要でございますが、建築面積52.17㎡の木造2階建て専用住宅1棟を建築しようとするものでございます。

周辺への被害防除対策としては、雨水は道路側溝に放流、汚水は合併浄化槽で処理後道路側溝に放流する計画です。

次に、近隣農地所有者は、義務者以外にはいないということでありました。

次に、申請地の農地区分についてでございますが、申請地は、江戸川台駅の北西約800mに位置し、ビニールハウス内に稲やサツマイモの苗が栽培されており、小規模の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

住宅の建設に要する資金は、1千289万円で、全額自己資金で対応することであり、金融機関発行の残高証明書が添付されております。

次に、他法令につきましては、都市計画法が該当し、現在手続き中でございます。

次に、3番でございますが、移転の原因は売買でございますして、転用目的は境内地に転用しようとするものでございます。

申請理由につきましては、権利者は、市内の宗教法人で、申請地は既に境内地になっておりましたので、その理由を聞いたところ、平成7年頃、先代の住職が申請地と寺所有の山林との交換を予定していたということで、擁壁工事はその当時完了してしまったようだということであり、その詳細は不明ということであります。

今回、この後の4番から7番の駐車場建設のための農地転用許可申請に当たり調査したところ、この経緯が判明したため、申請があつたものでございます。

このため、今後、このようなことがないよう権利者に対し、注意をいたしました。

次に、申請地の農地区分についてでございますが、申請地は、流山市民総合体育館の東約450mに位置し、小規模の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、資金計画につきましては、用地費が18万1千500円であり、自己資金で賄う計画で、金融機関発行の残高証明書が添付されております。

次に、他法令については、該当がございません。

次に、4番から7番でございますが、同一目的の転用案件でございますので、一括して報告させていただきます。

まず、移転の原因でございますが、4番から6番は売買、7番は賃貸借でございます。転用目的は駐車場を建設しようとするものでございます。

7番の賃貸借の理由については、義務者が高齢のため現在入院中であり、売買する意思がないためということでありました。

申請理由につきましては、権利者は、3番と同様、市内の宗教法人でございます。現在、檀家数は250世帯ということで、既存の駐車場は9台分しかなく、今まで法事の際などには周辺の農協の駐車場などを使用してきたということがございます。しかし、檀家数も増え、駐車場が必要となったため、周辺で用地を探していたところ、土地所有者の協力が得られることになったため、申請があったものでございます。

次に、事業計画の概要であります。既存道路から幅員6mの進入路を設け、27台分の駐車場を整備する計画でございます。

なお、進入路はアスファルト舗装、駐車場内路盤は砂利敷き舗装により整備する計画です。

次に、周辺への被害防除対策としては、雨水は砂利敷き舗装のため、自然浸透する計画です。

次に、近隣農地所有者に対し説明を行ったところ、特に意見はなかったということでございます。

次に、申請地の農地区分についてでございますが、3番の隣接地であり、周囲は、市街化区域に近接する区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であることから、第2種農地と判断いたしました。

なお、議案書の5番の3筆の土地のうち下の2筆については、東部土地改良区内の農地であるため、平成24年5月16日付けで、土地改良施設の利用を害さない工事を行うことなど8項目について、協議が整うことを条件とする意見書が同土地改良区から提出されております。

次に、資金計画につきましては、建設費が1千万円、用地購入費が1千278万7千200円、賃借料が年額10万5千240円、計2千289万2千440円であり、全額自己資金で賄う計画であり、金融機関発行の残高証明書が添付されております。

次に、他法令については、特に該当がございません。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法令との協議

の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、1番、2番、3番及び4番から7番の同一目的案件については、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第26号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第26号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」(一時転用) (市許可)を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の5ページでございます。

議案第27号

農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用) (市許可)

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成24年5月25日提出

流山市農業委員会 会長 高市 正義

今月の申請件数は、併せて9件でございますが、議案の1番から8番までは同一目的の案件となっております。また、9番の案件につきましても、申請目的がこれと関連しておりますので、一括して御説明させていただきます。

初めに権利者でございますが、権利者は柏市豊上町に住所を置き、土木業を営んでいる法人でございます。申請がありました土地は、流山市芝崎の田でございます。そのうち1番から8番までの申請地は、合計で田13筆、9,896㎡で、転用目的につきましても、いずれも土砂等の利用による農地造成を行いたいというものでございます。また、9番の申請地、108㎡につきましても、この農地造成を行う際に搬入路用地の確保が必要となることから、埋め立て地と併せ申請があったものでございます。議案案内図につきましては、12

ページから13ページでございます。

今月の一時転用の市許可分に係る第5条申請は、以上の9件でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。須郷委員長。

須郷委員長 議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」（一時転用）（市許可）について御報告いたします。

今月の案件は、一時転用によるものが9件であります。申請地が隣接箇所、転用目的が関連しておりますので、一括して報告させていただきます。

本案については、現地調査と権利者及び義務者双方からヒアリングを行っております。

最初に、移転の原因は使用貸借でございまして、転用目的は、残土を利用した農地造成でございます。

権利者は、平成19年に柏市で土木工事業を目的とした事業所を設立しております。

主に、水田の埋立て工事を行っているということでございます。

流山市内では、昨年6月に名都借地先での申請があり、埋立て事業の実績があります。

土砂の搬出元は、千葉県松戸市松戸新田の宅地造成工事現場からであり、土砂の安全性については、地質分析結果証明書及び土砂発生元証明書が添付されております。

土砂の搬入経路は、松戸・野田県道から市役所前を右折し、JAとうかつ中央八木支店、八木南小学校前を経由し、坂川手前を左折し、現地に入ることでございます。

1日当たりの運搬台数は、10t車で20台から25台程度を予定しているということでございます。

次に、事業計画の概要であります。埋立て面積は農地が9千896㎡、その他搬入協力地108㎡、計1万4㎡で、表土から2mほどを掘削し、建設残土約1万940㎡を搬入し、表土には掘削土を敷き均すという、天地返しを行うとのことでございます。

埋立て期間は、許可後から11か月を予定しております。

次に、1番の義務者の方は、今まで耕作は行っていないということですが、農地造成後は一般野菜を作付けする計画でございます。

次に、2番の義務者の方は、耕作面積は約50aで、農業従事者は3人、農地造成後はねぎ類を作付けする計画でございます。

次に、3番の義務者の方は、耕作面積は約15aで、農業従事者は2人、耕

作条件が悪いため埋め立てを行い、農地造成後はネギなど一般野菜を作付けする計画でございます。

次に、4番の義務者の方は農業を行っていなかったということですが、耕作面積は約16aで、農業従事者は2人、農地造成後は野菜類を作付けして行きたいという計画でございます。

次に、5番の義務者の方は、耕作面積は約30aで、農業従事者は2人、農地造成後は一般野菜を作付けする計画でございます。

次に、6番の義務者の方は、耕作面積は約10aで、農業従事者は2人、高齢のため水田の耕作はできないということで、農地造成後は一般野菜を作付けする計画でございます。

次に、7番の義務者の方の耕作面積は約15aで、農業従事者は2人、農地造成後はネギなど一般野菜を作付けする計画でございます。

次に、8番の義務者の方は農業を行っていなかったということですが、耕作面積は約15aで、農業従事者は2人、農地造成後はトラクター等があるので野菜類を作付けして行きたいという計画でございます。

なお、9番の義務者の方については、3番の土地への搬入協力地であり、埋め立て完了後は、原状に復旧する計画です。

また、周辺農地所有者への説明を行い、ガラなどの産業廃棄物などは搬入しない旨を説明したところ、特に意見はなかったということでした。

次に、申請地の農地区分についてでございますが、申請地は、八木中学校の南東約400mに位置し、申請地は特に作付けは行われておりませんでした。周囲は、住宅や事業所などが連たんしている区域に近接する区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であることから、第2種農地と判断いたしました。

なお、申請地については、芝崎土地改良区域内の農地であるため、平成24年5月10日付けで、関係機関と協議することなど10項目について協議が整うことを条件とする意見書が、また、同じく、関係機関と協議することなど9項目を条件とする農耕地埋立の同意書が、同土地改良区から提出されております。

次に、資金計画につきましては、造成費が45万円でございます。全額自己資金で賄う計画であり、金融機関発行の残高証明書が添付されております。

次に、他法令につきましては、千葉県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例が該当し、現在手続き中でございます。

次に、申請地の出入り口には、交通整理員を1名配置するとともに、運搬業者に対し、申請地周辺に小・中学校があることから、交通安全に万全を期することをお願いしてあるということでございます。

最後に、土地所有者に対しては、その責務として、転用事業が行われている間、違反転用の発生を防止するため埋立等事業計画に定められたとおり実施されているかを定期的に把握するとともに、計画どおり実施していないとき又はその恐れがあることを知ったときは、直ちに、事業を行う者に対し事業の中止及び原状回復を求めるとともに、その旨を農業委員会に通報するよう指導いたしました。

また、時節柄、申請地の土壌及び搬入する土砂の放射能検査について万全を期すよう指導いたしました。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査をもとに、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、一時転用の妥当性、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」、「土砂等の利用による農地造成の一時転用の許可基準」に基づき審査を行ったところ、本案についてはそれぞれ許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

5番（酒巻委員） この前全会一致で賛成しておりますけれども、実は私、手を半分しか挙げておりませんでした。というのはヒアリングのときの代表者、2番の方ですけれども、この方は非常に大変な人で、費用は誰が持つんですかと聞いたところ、そんなもの知るか、大威張りで俺は関係ないという話で、大変な言われ方で、こっちだって何を言っているのか分からないと言われました。何でこういうことを言うのかなと、本当に埋め立てをして野菜を作って、ちゃんとネギを作る人なのかなと、しかも代表者ではないかということで、私は半分しか手を挙げませんでした。ということで、この後、実際、ちゃんときちんと行われるのか、本当に野菜、ネギなどを本当に作るのか、だれの責任か、農業委員会が責任だということでしたけれど、その辺を確認していただければと思います。

高市議長 2番の方。

5番（酒巻委員） 2番の方です。名前を言っちゃ悪いので言わないけれど。

高市議長 事務局。

岡田局長 小委員会の際の確かヒアリングの際には、高圧的な答弁の様子がありました。今の方は松戸市内で生産緑地ですか5反歩ほどアジサイネギですか、ネギ関係の出荷をしていると。ここは全く手付かずというようなことで

ありますけれど、確かに委員さんがおっしゃるように、正直、本来農地所有者が責任を持ってその農地を管理し、その生産のために畑作とする訳ですから、その約束を守ってもらわないといけませんし、それを他人がやるような或いは農業行政としてしっかり指導しなさいみたいなことを言わんばかりのことを言っておりましたけれども、それはすべてその当人、所有者、所有者の責務としてやるべきことであるということとこちらは思っておりますし、その後、埋め立て後のですね、適正な管理というのは当然のことながら松戸市内でそういう耕作をしている以上はですね、熟知している筈ですから、こちらとしても適正にですね、或いは厳然とですね対応しなければいけないというふうに思っております。この方を除けば皆さん善良な方ばかりですから、特に代表者である方がそういう言動ではですね、他の模範とらなくなって参りますので、私も責任ある者としてですね、現地は入念に見て参りたいと思っております。

15番(石井委員) 大体同じ意見ですが、農業委員会、農業委員しっかりしろと、もう少し指導しろと、松戸はそうやっているのかも知れないけれど、我々も仕事もありながらも、この全部の埋め立て地を今日みたいに見に行くことはできません。それでガラ入れたらガラ入っているとか、それはわざわざ毎日毎日見には行けません、あの地域はガラで埋められたところが多々見受けられるところなんですね。埋め立てる本人が不利益を被る訳ですから、やはり時々監視に行くように、見に行くようお願いしたら如何なものでしょうか。農業委員会にお任せするんじゃなく、自分の土地は自分で守ることが必要なんじゃないでしょうか。

高市議長 そういことですので、事務局の方もですね、指導をしていただきたいと思います。

職代、よろしいですか。

15番(石井委員) はい。

高市議長 ほかにございますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第27号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、多数であります。

よって、議案第27号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」

(一時転用) (県許可) を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の7ページでございます。

議案第28号

農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)(県許可)
農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成24年5月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月の申請件数は2件でございますが、この2件につきましても同一目的の案件となっておりますので、一括して御説明をさせていただきます。

初めに権利者でございますが、権利者は柏市布施に住所を置き、土木業を営んでいる法人でございます。申請がありました土地は、流山市こうのす台の田でございます。1番と2番の申請地の合計は、田、2筆で、706㎡、転用目的につきましても、いずれも土砂等の利用による農地造成を行いたいというものでございます。議案案内図につきましては、14ページから15ページでございます。

次に、本案の経過につきましては、流山市に隣接している柏市大青田の水田を中心に、柏市と流山市のふたつの市にまたがっての埋め立てが行われる経過となっております。このため、柏市分の埋め立て申請につきましても、柏市の農業委員会で現在手続きが進められているということでございます。また、本案につきましては、県許可扱いとして上程をさせていただいております。これにつきましては、今回の埋め立てをする場所は柏市と流山市のふたつの市にまたがりますので、埋め立ての申請書はそれぞれの市に提出され、審議を行いますけれども、内容は同一の事業でございます。このため、それぞれの農業委員会で審議が行われました後は、県に書類を送付することになりまして、その後県は、柏市分と流山市分を併せて審査を行い、最終的な許可、不許可の判断を県でしていただくことになるものでございます。こちらの御説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。須郷委員長。

須郷委員長 議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」(一時転用)(県許可)について御報告いたします。

今月の案件は、一時転用によるものが2件ありますが、申請地が隣接箇所ので、同一転用目的でありますので、一括して報告させていただきます。

なお、第5条第1項の規定による農地の転用のための権利の設定及び移転の

許可については、千葉県知事から事務委任されているところではありますが、ふたつ以上の市の区域にわたるもので、同一の事業目的に係るものは除かれることから、本案は、柏市に跨るため、県知事許可となるものであります。

本案についても、現地調査と権利者及び義務者代理人双方からヒアリングを行っております。

最初に、移転の原因は使用貸借でございまして、転用目的は、残土を利用した農地造成でございまして。

権利者は、柏市に本店を置く有限会社でございまして、土木建築工事業を主な目的として、平成7年に設立されております。

流山市内では、平成22年に今回の隣接地で農地の埋立て事業の実績があります。

土砂の搬出元は、東京都足立区西新井のマンション新築工事現場からであり、土砂の安全性については、地質分析結果証明書及び土砂発生元証明書が添付されております。

土砂の搬入経路は、常磐道柏インターから柏の葉公園北側を通り、ヨークマート前を右折して、現地に入るといってございまして。

1日当たりの運搬台数は、10t車で20台程度を予定しているといってございまして。

事業計画の概要であります、埋立て面積は、本市分は農地が706㎡、道路が359.22㎡、水路が37.6㎡、計1千102.82㎡で、表土から1mほどを掘削し、建設残土約2千400㎡を搬入し、表土には掘削土を敷き均すという、天地返しを行うといってございまして。なお、柏市分は、6千982.69㎡といってございまして。埋立て期間は、許可後から1年6か月を予定しております。

次に、1番の義務者の耕作面積は約0.7haで、農業従事者は3人、農地造成後は梅を植え付ける計画でございまして。

次に、2番の義務者の耕作面積は約0.5haで、農業従事者は3人、農地造成後は同じく梅を植え付ける計画でございまして。

次に、周辺農地への排水対策については、既設水路を浚渫するとともに、小堤を築き、埋め立て地内から漏れ出さないようにし、オーバーフローの雨水については隣接する水路に放流し、被害が出ないようにするといってございました。

また、周辺農地所有者への説明は行ったところ、放射能に汚染された土砂が持ち込まれるのではないかという意見が多かったため、土地所有者立会いの下、測定を行ったところ、基準値以下であったことから特に意見はなかったといってございました。

次に、申請地の農地区分についてでございまして、申請地は、江戸川台駅の

北東約1.4kmに位置し、周囲は、小規模で、耕作が放棄された農地が連たんしている区域に位置する農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、資金計画につきましては、造成費が147万5千円でございます、全額自己資金で賄う予定で、金融機関発行の残高証明書が添付されております。

次に、他法令につきましては、流山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例が該当し、現在手続き中でございます。

最後に、土地所有者の出席はありませんでしたが、土地所有者の責務として、転用事業が行われている間、違反転用の発生を防止するため、埋立等事業計画に定められたとおり実施されているかを定期的に把握するとともに、計画どおり実施していないとき又はその恐れがあることを知ったときは、直ちに、事業を行う者に対し事業の中止及び原状回復を求めるとともに、その旨を農業委員会に通報する義務がある事を、土地所有者に対し説明するよう指導いたしました。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査をもとに、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、一時転用の妥当性、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」、「土砂等の利用による農地造成の一時転用の許可基準」に基づき審査を行ったところ、本案についてはそれぞれ許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第28号については、許可相当とする意見を付して県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第28号については、原案のとおり許可相当とする意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第29号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より、議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の8ページをお開きください。

議案第29号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりあったので、意見を求める。

平成24年5月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月の利用集積計画は2件で、いずれも新規によるものでございます。初めに、1番でございます。まず、権利者ですが、権利者は流山市市野谷の方で、職業は農業です。利用権を設定しようとする土地は、流山市西深井の田、1筆で、552㎡、議案案内図につきましては16ページでございます。

続きまして、2番でございます。権利者は流山市中の方で、職業は農業でございます。利用権を設定する土地につきましては、流山市平方の田、4筆で、4,124㎡、議案案内図につきましては、17ページでございます。

今月の利用集積計画につきましては、以上の2件でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。須郷委員長。

須郷委員長 議案第29号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が2件であります。

最初に1番でございますが、権利者の職業は農業で年齢は74歳であります。

また、営農状況については、耕作面積が約1haで、農業従事者は権利者を含めまして3名であります。

現地の状況ですが、対象農地の田は、稲が植え付けられておりましたが、権利者が行ったということでもあります。

本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。

なお、稲の収穫は、権利者が行うということでもあります。

次に、2番でございますが、権利者の職業は農業で年齢は34歳であります。

また、営農状況については、耕作面積が約10.1haで、農業従事者は権利者を含めまして4名であります。

現地の状況ですが、対象農地の田は、稲が植え付けられておりましたが、権利者が行ったということでもあります。

本件については、新たに6年間の利用権を設定しようとするものであります。

なお、稲の収穫は、権利者が行うということでもあります。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、1番、2番とも承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第29号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第29号の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第30号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の10ページをお開きください。

議案第30号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について
農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を次のとおりとする。

平成24年5月25日提出

流山市農業委員会 会長 高市 正義

初めに申請地でございますが、申請地は流山市名都借の畑、1筆で、面積は303㎡です。この土地の登記簿地目は畑となっておりますが、現況は20年以上宅地として利用されているものでございます。このことから、ここで登記簿地目の変更を行いたいため、証明願の提出があったものでございます。

議案案内図につきましては、18ページでございます。

今月の許可を要しない土地の証明願は、以上の1件でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告

を求めます。須郷委員長。

須郷委員長 議案第30号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

本案につきましても、審議に先立ちまして現地調査を行っております。

最初に、申請地の状況であります。東部中学校の北約200mに位置している土地で、地目は畑で、現況は倉庫の敷地として現在も使用されておりました。

申請地は、昭和35年に申請者が相続により取得したところですが、昭和61年頃に申請者が経営する会社の備品を保管するために倉庫を建築したということでございます。

ここにきて、事情により、申請地を処分する必要性が生じたため、登記簿上の地目と現況の地目を一致させ、所有権移転登記を行うため、申請があったものでございます。

なお、今回の申請書の提出に当たっては、昭和62年に撮影された航空写真が添付されておりました。

以上のことをもとに審議しましたところ、今から20年以上は、宅地として利用されていたことが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第30号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第30号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

暫時、休憩をいたします。

(午後2時55分 休憩)

(午後3時6分 再開)

高市議長 引き続き、会議を再開いたします。

次に、報告第15号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の11ページを御覧いただきたいと思います。

報告第15号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について

生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告する。

平成24年5月25日報告

流山市農業委員会 会長 高市 正義

斡旋依頼がありました土地は、流山市西平井にございます西平井四斗蒔第1生産緑地地区と、流山市木にございます木下谷第3生産緑地地区並びに木下谷第4生産緑地地区の農地でございます。これらの農地はいずれも土地区画整理事業の事業区域内に位置しておりまして、それぞれの農地面積及び買取り希望価格等につきましては記載のとおりでございます。

次に、買取り申出の期限でございますが、西平井の農地につきましては本年の6月26日まで、木の農地につきましては今年の7月11日までとなっております。この期限内に買取りの申出がなかった場合には、生産緑地の行為制限が解除されることになるものでございます。

こちらの議案案内図につきましては、西平井の農地が19ページ、木の農地は20ページでございます。

御説明につきましては、以上でございます。よろしくお申し上げます。

高市議長 ただいま報告がございましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第16号「合意解約の通知について」報告を求めます。

吉田次長。

吉田次長 議案書の12ページをお開きいただきたいと思います。

報告第16号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

平成24年5月25日報告

流山市農業委員会 会長 高市 正義

初めに、1番でございます。合意解約がされました土地は、流山市野々下一丁目の畑、1筆、面積は89㎡でございます。この農地につきましては、農業

者年金の経営委譲年金を受給するため、父親とその子供さんとの間で農地の使用貸借の契約が行われておりましたが、先ほど御審議をいただきました議案第26号の7番にございましたとおり、宗教法人の駐車場です、これからは駐車場用地としてお寺に貸すことになったために、子供からお寺への又貸しが出来ませんので、ここで契約を解除し、親に返還をすることにいたしましたものでございます。

次に、2番でございます。合意解約がされました土地は、流山市古間木の田、1筆、面積は1,900㎡でございます。この農地につきましては、農用地利用集積事業を使いまして、今年から水田の耕作を開始しようとしたものでございますが、当初考えていた以上に水田が深いために、農機具を使うことが出来ないとのことでございました。このためこの農地につきましては、ここで契約を解除し、返還をすることにいたしましたものでございます。

今月の合意解約につきましては、以上の2件でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

高市議長 ただいま報告がございましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第17号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会について」報告を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の13ページでございます。

報告第17号

地目変更登記申請に係る登記官からの照会について

地目変更登記申請に係る登記官からの照会が次のとおりあったので、報告する。

平成24年5月25日報告

流山市農業委員会 高市 正義

照会がありました土地は、流山市美原二丁目にごございます畑、2筆で、495㎡で、登記申請地目は宅地でございます。議案案内図につきましては、21ページでございます。

本件につきましては、平成24年4月19日付けで千葉地方法務局松戸支局の登記官から照会があったものでございます。この照会には国からの通達により、農業委員による現地調査を行い、2週間以内に登記官へ回答をすることとされております。このため、去る4月27日に3名の農業委員の方、須郷委員、並びに豊島委員、小倉委員の御出席をいただきまして、現地調査と法務局への

回答内容について御協議をしていただきました。今回、照会のありました2筆の土地は市街化調整区域内で、流山市消防署北分署の南西約50mの道路を挟んで東側と西側に位置しておりました。現地を確認しましたところ、東側の1筆のところには工務店の作業場がございまして、昭和42年に転用の許可を受けておりました。また、もう1筆の西側の場所には転用の許可は得ておりませんが、住居が建築されておりました、2筆ともに宅地として利用されている状況でございました。このことを踏まえまして、法務局への回答につきましては、農業委員の皆様にご協議していただきました結果、本件の回答につきましては、現況地目は非農地、転用許可等の有無については1筆については有り、もう1筆については無し、そして原状回復命令の有無については、既に宅地として使用されております、また、農地区分上も第2種農地と判断されること、また、周囲の農地にも影響を与えていないことなどから、原状回復命令につきましては行わないと、そういうことで法務局に回答をさせていただいたものでございます。

御説明につきましては、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただいま報告がございましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第18号「専決処理の報告について」報告を求めます。
吉田次長。

吉田次長 議案書の14ページをお開きください。

報告第18号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年5月25日報告

流山市農業委員会 会長 高市 正義

初めに、1番の農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。

今月の御報告は8件で、先月の4月に届出書が提出されたものでございます。

いずれも内容につきましては記載のとおりでございまして、添付書類も含めまして完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、転用目的別の内訳といたしましては、住宅用地が6件、ゴミ集積所とするものが2件でございました。

以上、今月の4条届出の合計といたしましては、8件、10筆、5,666.33㎡、地目別の内訳につきましては、田が3筆、716.33㎡、畑が7筆、4,950㎡でございました。

次に、議案書の16ページをお開きいただきたいと思います。

2番、農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございますが、こちら先月の4月分でございます、合計で15件の届出がございました。

内容につきましては、いずれも記載のとおりでございます。添付書類も含めまして完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別の内訳でございますが、15件のいずれもが売買でございました。また、転用目的別といたしましては、住宅用地が14件、公衆用道路が1件でございました。

以上、今月の5条届出の合計といたしましては、15件、26筆、14,319.54㎡、地目別の内訳につきましては、田が13筆、2,352.49㎡、畑が13筆、11,967.05㎡でございました。

御説明は、以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありました、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成24年第5回流山市農業委員会総会を終了いたします。

長時間の慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後3時17分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成24年5月25日

流山市農業委員長**高市 正義**.....

流山市農業委員会委員**水野 敬久**.....

流山市農業委員会委員**中村 敏則**.....